

甲府城の築城過程—躑躅ヶ崎館から甲府城へ—

**From Tsutsujigasaki Manor House to Kōfu Castle:
A Case Study of Domainal Administration under Tokugawa Ieyasu**

吉田 ゆり子

東京外国語大学大学院総合国際学研究院

YOSHIDA Yuriko

Institute of Global Studies, Tokyo University of Foreign Studies

はじめに

- 1 徳川家康の甲斐支配—古府躑躅ヶ崎館の時代—
 - 1-1 領国支配体制の構築
 - 1-2 四奉行による甲斐領国支配の確立過程
 - 1-3 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定
- 2 小牧・長久手の戦いと古府
- 3 小牧・長久手の戦い後における家康の甲斐領国支配
 - 3-1 一条小山と一蓮寺
 - 3-2 家康による甲府城の縄張
 - 3-3 『裏見寒話』と『蠹余一得』

おわりに

キーワード：武田信玄 甲府城 徳川家康

Keywords: Takeda Shingen Kofu Castle Tokugawa Ieyasu



本稿の著作権は著者が所持し、クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス(CC-BY)下に提供します。
<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

要旨

本稿では、甲斐における政治的拠点が、武田氏の本拠地であった躑躅ヶ崎館を中心とする古府から、甲府城とその城下町へと移行する過程を、徳川家康の領国支配のあり方と連動させながら検討した。その際、甲府城築城の開始時期をめぐって、これまで天正 11 (1583) 年、天正 13 年、天正 17 年とする三つの説があったのに対し、天正 13 年と推定されることを論証し、武田氏滅亡後、家康による領国支配の拠点となる甲府城の築城が早期に計画されたにもかかわらず、完成が文禄一慶長期に至った事情を次のように考察した。すなわち、家康の甲斐入国から天正 12 年尾張出陣以前に、一条小山への甲府城普請の沙汰がなされていたが、普請の開始命令は、長久手の戦い後、天正 13 年 1 月であった。さらに、真田氏攻略や、一条小山とその周囲に所在した一蓮寺等の寺社や湯田の集落の移転に手間取り、天正 17 年伊奈熊蔵の検地によりその替え地が確定された。しかし、天正 18 年の家康の関東移封を迎え、甲府城普請は頓挫した。結局、築城事業を動かしたのは加藤光泰であり、城下町移転とともに事業を完成させたのは浅野長政・幸長父子であった。

Abstract

This article examines the relocation of Kōfu's administrative headquarters from Tsutsujigasaki Manor House, which served as the Takeda Clan's base of operation, to Kōfu Castle and the surrounding castle town, while analyzing the character of domainal rule under Tokugawa Ieyasu. Currently, there is no scholarly consensus about the year in which Kōfu Castle's construction began. Scholars have offered three dates: Tenshō 11 (1583), Tenshō 13, and Tenshō 17. This article argues that construction was most likely initiated in Tenshō 13. Although Tokugawa Ieyasu planned to begin the construction of Kōfu Castle soon after the Takeda Clan's defeat, it was only in the Keichō period that the Castle was finally completed. While a plan for the construction of Kōfu Castle in Ichijō-koyama appeared sometime between Ieyasu's arrival in Kai Province and the conquest of Owari Province in Tenshō 12, the command to commence construction was not issued until the first month of Tenshō 13 after the Battle of Nagakute. Moreover, disruptions related to the Sanada invasion and efforts to relocate villages in the Yuda area and Buddhist temples in and around Ichijō-koyama, such as Ichirenji, delayed construction, and it was not until Ina Kumazō's Tenshō 17 cadastral survey that a relocation site was finally designated. However, the project once again stalled as a result of Ieyasu's move to the Kanto region in Tenshō 18. Ultimately, it was Katō Mitsuyasu who helped restart the project and was the father-son duo of Asano Nagamasa Yoshinaga who, together with the relocation of the castle town, helped to complete it.

甲府城の築城過程

—躑躅ヶ崎館から甲府城へ—

吉田 ゆり子

はじめに

一 徳川家康の甲斐支配—古府躑躅ヶ崎館の時代—

一—一 領国支配体制の構築

一—二 四奉行による甲斐領国支配の確立過程

一—三 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定

二 小牧・長久手の戦いと古府

三 小牧・長久手の戦い後における家康の甲斐領国支配

三—一 一条小山と一蓮寺

三—二 家康による甲府城の縄張

三—三 『裏見寒話』と『蠹余一得』

おわりに

はじめに

武田氏滅亡後、徳川家康の甲斐入国、家康の関東移封、その後入封した豊臣家大名による支配体制の構築、関ヶ原の戦い後の家康による領国経営の再開と、甲斐の領国支配はめまぐるしく推移した。こうした政権移行は、政権の拠点となる城郭の構築と基盤となる城下町整備の過程と密接不可分な事柄である。本稿では、甲府における政治的拠点が、武田氏の本拠地であった躑躅ヶ崎館を中心とする古府から、甲府城とその城下町へと移行する過程を、領国支配のあり方と連動させながら検討を加えることを目的とする。

武田時代の本城は、永正一六（一五一九）年、信虎が石和から甲府の躑躅ヶ崎に館を移してから、信玄、勝頼と三代にわたり、躑躅ヶ崎館であった。その後、勝頼は領国支配の乱れから天正九（一五八一）年一二月、躑躅ヶ崎館を破却して韮崎の新府に移った。しかし、天正一〇年三月、織田信忠の進撃に対して、勝頼は新府城に火をかけて逃れ、三月一日に自刃して武田氏は滅亡した。織田信長は、同年三月七日に甲府に入り、その後、河尻秀隆を甲斐国に封じて帰国した。しかし、六月二日日本能寺の変により、甲斐国では武田旧臣や百姓らの反乱が起き、河尻秀隆は殺害され、政治的に空白地帯となった。そこで家康は、六月六日付で勝頼の旧臣岡部正綱に書状を送り、甲斐国の侍を募り巨摩郡下山で城普請を行うよう指示し、国侍や寺院の本領安堵を進め、他方では、自身も七月には甲斐国に入り、井伊直政らにより

(2)

武田旧臣を引き入れながら、新府を拠点として北条氏直と対峙した。¹
 一〇月二十九日、北条氏直との間で講和が成立し、ここに本格的に家康の甲斐領国化が進められることになる。家康は、八月一〇日から二月一日までの間に、武田旧臣八九五人から、「天正壬午起請文」といわれる起請文をとり、家康への臣従を誓わせた。

こうした動向の中で、天正一〇（一五八二）年一二月、家康は平岩親吉を甲斐国郡代に任じ、新たな領国支配体制を構築して浜松に帰陣した。しかし、新たな領国支配がどこを拠点に行われることになったのか明らかではない。一条小山に甲府城が築城され、城下町整備が終わり、甲府城が甲斐国の拠点となったのは、天正一八年八月、家康が関東に移封された後、文禄期に甲斐国に入封した加藤光泰や、その後文禄二（一五九三）年に入った浅野長政・幸長父子の時代とみる点ではほぼ異論がないところとなっている。問題は、天正一〇年から同一八年関東移封までの間、家康による甲斐の領国経営の実態と甲府城との関連が十分には明らかにされていないことにある。

甲府城築城の開始時期をめぐっては、これまで天正一一年、天正一三年、天正一七年とする三つの説があった。

第一は、天正一一年とする徳川善宣『新修 徳川家康文書の研究』の説である。² その根拠は、正月二十七日付で家康から郡代平岩親吉宛てて発給された次の文書の年次比定を、天正一一年とすることにあり、
 宛てて発給された次の文書の年次比定を、天正一一年とすることにあり、

〔史料1〕

一条山地形之儀、其国之諸侍相触、普請可申付候、石垣積近日可差遣候之間、油断有間敷候、恐々謹言

正月廿七日

家康（花押）

平岩七助殿

この文書は、甲斐国の侍衆に一条山の普請を命じる一方で、石垣積の職人を近日中に派遣することを伝える書状である。徳川善宣氏は、この文書が、天正一〇年六月六日付で、親吉と共に甲斐国政に当たっていた岡部正綱に家康が命じた甲斐国南巨摩郡下山城の普請と関連していると考えられること、また甲斐一國経略のために築城を急いだと考えられること、という二点の状況証拠を根拠とし、平岩親吉を「甲府城代」に任じた翌年正月に、築城命令を下したと解すべきであるとした。これに対し、天正一三年説は土屋操氏によるものである。土屋氏は、『年代基準 甲斐国史解』において、天正一三年の事項として「一甲府城創築の工起る」をあげ、「家康一条ノ庄に新城を築かんとし、一蓮寺及び湯田の民戸、住吉明神等を稲門の地に移し、土木の工を起す。未だ成らずして家康関東に封ぜられ、豊臣氏代りて本州を管轄するに至れり」とつづっている。³ また、『甲斐史』にも「一条の館地を見たと、新城を築くことにし、天正十三年繩張をはじめ、土木の工を起した」と記している。ただ、土屋氏は、甲府城の築城が開始されたとする証拠を掲げていないため、徳川善宣氏の批判を受けることとなった。

以上に対し、いずれの説も否定し、新たに天正一七年を築城開始年

とする平山優氏の説がある⁵。その史料的根拠は三点である。第一に、『甲斐国志』村里部第七「蔵田村」の記述である。天正一七年検地の時、上田の石盛を二石としたことに対する蔵田村百姓の愁訴に、検地奉行伊奈熊蔵が、「不超三年必ス此処へ府城ヲ遷サレン、左スレハ市町ノ汚水ユキ廻リ、忽チ美田成事疑ナシ」と論じたという逸話である。蔵田村は甲府城の外郭南に位置する村であるが、この逸話は三年以内にこの村に城が遷されることを予告していることから、天正一七年検地時に甲府城の築城が定まっていたとみるのである。第二に、『甲斐国志』人物部第九「平岩七之助親吉」の項目に、「二条小山三新造御繩張ヲ沙汰セラル、経営未タ就ラズ、同十八年関東 御入国ニ依テ、本州ハ豊臣家ノ領地トナレリ、加藤遠江守・浅野左京大夫ノ時築之、平岩主計頭加修セシト云ナリ」とあり、家康は繩張りを決定していたにもかかわらず、天正一八年関東移封により結局築城をしなかった、逆にいえば天正一八年に近い時期に築城決定がなされたとみられるという。第三に、「史料1」にある石垣積を担う職人、すなわち穴太衆を家康が徵発することができるようになるのは、家康が秀吉の臣下に入った後とみられること。つまり、天正一四年以降に下ると推定すべきとする。以上三点から、平山氏は「家康は天正十七年に甲府築城の準備に入ったものの、小田原出兵と続く関東転封のために中断のやむなきに至ったとすることができよう」と、甲府築城の開始を天正一七年と結論づけた⁸。この平山論文が発表されたのち、この天正一七年説が広く受け入れられ、今日では天正一一年説にかわる定説と認識されている。

しかし、この説の根拠とされた第一点目の蔵田村百姓に対する伊奈熊蔵の逸話は、天正一七年以前に甲府城の位置が固まっていたことを示すにすぎず、それが天正一七年であることを意味しない。第二点目も、天正一一年、同一三年に築城が命じられていたとすると、天正一八年の関東移封までの間に時間が開きすぎるといふ消去法的な考えであり、天正一七年と限定する根拠にはならない。第三点目の穴太衆についても、近年北垣聡一郎氏により、「近江坂本の穴太を本貫地とする穴太の技術は、豊臣秀吉以前の徳川家康によって採用されていた可能性が高い。従来の見解は、見直しが必要ではないか。」と指摘されている。

以上のように、家康が甲府城の築城を決め、その開始を命じた年次について、三つの説が存在するものの、いずれもその年次を明示する史料的根拠に乏しいという問題をはらんでいることが確認できた。そこで、本稿では、武田氏滅亡後に新たな甲斐国経営の中樞が担われた場を、徳川家康の動向に留意しながら検討し、その検討の過程で上記の甲府城築城の開始時期を可能な限り確定する作業を行いたい。

一 徳川家康の甲斐支配—古府躑躅ヶ崎館の時代—

一一 領国支配体制の構築

天正一〇（一五八二）年二月二日、家康は古府に三河と遠江の諸將を集め、甲信両国の平定に対する祝着を述べた上、暇を与え陣を促したという¹⁰。二月二日、平岩親吉を甲斐国の郡代に任じ、

(4)

一万三千石を与えた。¹¹ 他方、北条氏政・氏忠の軍勢を都留郡黒駒で討ち取った恩賞として、八月二〇日に都留郡(郡内)を与えられていた鳥居元忠は、引き続き甲斐国に留められた。そして、成瀬正一と日下部定好は「両奉行」として甲斐国政を担う役職に任じられ、以後九年間甲府に在住することとなった。¹² また、岡部正綱も甲斐国で所領を与えられた。岡部正綱は、天正一一年一月二三日、武田旧臣の中から小浜景隆・間宮信高を手先に付けられ、「御留守」をつとめるよう命じられた。¹³

続いて、同年閏正月一四日と三月二八日付で、家康から甲斐国の武田旧臣らに本領安堵の朱印状が発給された。¹⁴ さらに、四月一七日以降、とくに四月一八、一九、二〇、二四日付で、諸士とともに寺社への安堵の朱印状が多数発給されている。¹⁵ 四月一八日には、武田旧臣である志村貞盈・萩原昌之・窪田吉正・窪田忠廉・原胤従・山本忠房・河野通重・森通ら九人を浜松城に召し出し、甲斐一国の諸務を沙汰すべしと命じたという。¹⁶ 『武徳編年集成』では、九人は甲斐国と隣国との境目筋の仕置きを任せられ、この内の一人に境目の砦で隣国の情報などを収集する横目の役割が与えられた。¹⁷ また、『甲斐国志』では、九人は「筋奉行」と呼ばれ、年貢未進の催促や川除けの人足奉行などをつとめる任をもっていたと記されている。¹⁸

このように家康は、天正一〇年一二月から翌一一年を通じ、甲斐国武田旧臣の臣従化を進め、寺社領に対しても本領を安堵した。¹⁹ しかし、翌天正一二年には、家康が甲斐国に入った形跡を史料上確認できない。

同年一二月に織田信雄・家康と秀吉の講和が成立して以降、再び家康は領国経営に力を入れることになると思われる。

ところで、天正一〇年七月から天正一一年に、家康が陣を置いたのは、武田館(躑躅ヶ崎館)ではなく、『武徳編年集成』によると、尊躰寺であった。たとえば、『家忠日記』八月二五日の条に、「家康昨日廿四日二、甲州へ御越候」とあるが、『武徳編年集成』では、「(天正一一年)八月二十四日神君浜松を御首途アリ(中略)不日二甲州尊躰寺迄着御」²¹とあり、八月二四日に尊躰寺に入ったことが記されている。なぜ尊躰寺が旅営に使われたか、その事情について『甲斐国志』古蹟部第八「仮御殿ノ跡」では、尊躰寺の住持弁譽が三河国大樹寺勢譽の弟子という関係によると述べている。²²

そもそも、天正一〇年三月七日に古府に入った織田信忠は、『信長公記』によると、「一条藏人私宅に御陣を居えさせられ」、²³ 四月三日に古府に入った織田信長は、「勝頼居城の甲州新府灰跡を御覧じ、是より古府に至って御参陣。武田信玄館に、三位中将信忠卿御普請丈夫に仰付けられ、仮の御殿美々敷相構へ、信長公御居陣候キ」とあるように、武田信玄館(躑躅ヶ崎館)に、信忠に命じて普請させた「美々しい」仮御殿に陣を据えたという。あえて、躑躅ヶ崎館に陣を置くことで、武田氏に代わる信長の新たな支配の幕開けを象徴的に示す狙いがあったものと考えられる。しかし、信長から、河内を除く甲斐国を宛行われた河尻秀隆は、躑躅ヶ崎館を拠点としなかった。『甲斐国志』古蹟部第八「火葬場岩窪村」では、「是時古城廢シテ新城未築、河尻ハ

鍛冶曲輪ト云処ニ居レリト云伝フ、大泉寺小路ノ西、鍛冶小路トアル処ナリシニヤ²⁵と、古府の大泉寺小路西の鍛冶曲輪と呼ばれる場所を拠点としたとしている。

そして、天正一〇年七月、古府に入った家康も、まず躑躅ヶ崎館に入ったものの、尊躰寺に移ったと、『甲斐国志』古蹟部第八「屋形跡 古府中村」は述べている。²⁶その後、家康が新府（韮崎）で北条氏直と対峙する間も、古府では、水野勝成・内藤信成らが、新善光寺や一蓮寺等を始めとする諸寺社を陣営として、「御留守」を守ったといわれている。現実には、躑躅ヶ崎館の破却はかなりひどく、すぐに統治の拠点として使用できるものではなかったと推測されるのである。実際、郡代として配置された平岩親吉や両奉行成瀬・日下部以下が、どこで政務を行っていたか、現在のところ特定されていない。明治二六（一八九三）年に刊行された中側亭『甲斐国史案』では、「平岩親吉ヲ以テ古府ノ城代トナシ、岩窪ニ居リ、九筋ヲ統治セシム」と述べ、躑躅ヶ崎館東南の岩窪を拠点としていたとするが、その根拠は明らかではない。

古府と甲斐国の守衛について『甲斐国志』人物部第九「平岩七之助親吉」の項では、「旧記ニ、此頃ハ古城破壊ノ後、府城未成就、石水寺要害ノ城番、駒井右京・日向玄東齋父子勤之トアリ、国堺関・砦ノ口々ハ、其ノ所在住ノ士相聚リテ守衛ナサシム、天正壬午以来数度本州ニ入御、仮御殿ハ古府ニ在リ」と記されている。²⁸すなわち、躑躅ヶ崎館が勝頼により破却された後、甲斐国には府城が完成しておら

ず、躑躅ヶ崎館の北側の「石水寺要害」（積翠寺要害）では、駒井・日向父子が城番をつとめ、国境の関や砦はその地域の侍衆で守衛していた。家康は、天正壬午（一〇年）の甲斐入国後、古府に仮御殿を設け拠点とした。そして、一条小山に新城の縄張りを沙汰したが、経営する前に、関東移封となったと、述べられている。古府の仮御殿が尊躰寺に置かれていたことは、前述『甲斐国志』古蹟部第八「仮御殿ノ跡」に詳しい。

また、「甲府尊躰寺由緒書」にも、天正一〇年七月以降、尊躰寺が本陣に命ぜられた理由は、「外寺院と違ひ、四方之外堀土手築立、御要害一際厳重之場所」であったためと記されている。²⁹家康は、尊躰寺に仮御殿を置きながら、新城を築く沙汰を出していたことになる。それでは、その沙汰はいつ出されたか、考察を続けていこう。

一—二 四奉行による甲斐領国支配の確立過程

天正一一（一五八三）年四月、再び甲斐国に入った家康は、いわゆる四奉行を通して甲斐国内の棟別賦課や人足徴発等の役賦課を命じている。四奉行について、先行研究では時期と人物が特定されないまま一様に「四奉行」と呼んできたが、天正一〇年から天正一八年までのA段階と、慶長六（一六〇一）年に平岩親吉が再度甲府城に入り慶長八年に徳川義直が入封するまでのB段階とは、構成が明確に異なっている。前者のA段階には、櫻井信忠・以清齋（市川元松）・石原四郎右衛門昌明・玄隨齋（工藤喜盛）であり、後者のB段階は、櫻井安

芸守信忠・石原四郎右衛門尉昌明・小田切大隅守茂富・跡部九郎右衛門尉昌忠となる。
 ここでは、天正一〇年から同一八年までのA段階に照点を当て、四奉行に該当する人物が甲斐国内に発給した文書を、『大日本史料』と『新編 甲州古文書』から、第1表にまとめた。但し、文書に年紀があるもの(表中○印)は少なく、『大日本史料』や『新編 甲州古文書』の編者が比定した年代には() を付して、第1表に掲げている。
 まず、文書の様式的な観点からみて、第1表から指摘できるのは、次の三点である。第一に、文書の発給人についてである。2〜7番の天正一〇年一二月から翌一一年五月までは、以清齋・石原四・玄隨齋の三人か、あるいは栄富齋を加えた四人となっている。いずれも武田旧臣で、以清齋とは、市川元松、「石四右」は石原四郎右衛門昌明、「玄隨齋」は工藤喜盛、「栄富齋」は三枝虎吉であることが知られている。この内、市川元松と工藤喜盛に関する詳細は不明であるが、慶長期の四奉行には名前がみられない。石原昌明は、甲

第1表 天正10~18年 四奉行発給文書

| 史料No. | 年次 | 干支 | 月 | 日 | 発給人 | 宛所 | 内容 | 出典への採録元 | | |
|-----------------|----------|--------|--------|----|-----|------------------|--------------------------------|--|---|------------|
| 1607 | 写 (天正10) | - | 午 | 10 | 3 | 櫻井・以清齋 | 印 穂見之社(「禁制」の下) | 禁制 | 『社記』巻11 | |
| 860 | 写 (天正10) | - | 午 | 12 | 9 | 玄隨齋・石四郎右・以清齋 | 印 成瀬・日下部 | 秩原源五左衛門に新巻給付 | 『諸州古文書抄』4 | |
| 861 | 写 (天正11) | - | - | - | - | 玄隨齋・以清齋・石四郎右・栄富齋 | 印 | 秩原源五左衛門秩原郷の内訳 | 『諸州古文書抄』4 | |
| 11-3-701 | - | (天正11) | - | 未 | 2 | 24 | 玄隨齋・以清齋・石四郎右・栄富齋 | 印 地下衆 | 去年から遠転とのこと、狩野原宿へ遷住し耕作せよ、宿陣など前々のように譲ること | 甲斐金川原組共有文書 |
| 11-3-812 | 写 (天正11) | - | 未 | 3 | 10 | 玄隨齋・石四右・以清齋 | 印 四郎右衛門 | 去年河浦口での取柄があったので、恵林寺内さのみ分2貫800文宛行うこと | 『甲斐國志』百十九付録 | |
| 1195/11-3-916 | 写 (天正11) | - | 未 | 4 | 1 | 玄隨齋・石四右・以清齋 | 印 山守衆 | 前吉新右衛門・新左衛門・前々より諸役免除ゆえ山口納めない、ところが貨物をとられたと言上、早々に返却すべし | 大原家現蔵 | |
| 1131 | - | 天正11 | ○ | 癸未 | 5 | 13 | 玄隨齋喜盛・石原四郎右衛門昌明・以清齋元松 | 花押 神主 | 二宮神領133貫607文書立 | 東大史料編纂所影写本 |
| 1608 | 写 (天正11) | - | 未 | 10 | 5 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 芝田殿同心衆 | 穴山の内藤訪神領10貫6文、穴山殿の新設により返却したため、替わりを渡すので、催促をしないように | 『社記』巻11 | |
| 1845 | 写 (天正11) | - | 未 | 10 | 6 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 判 奈良田名主 | 奈良田の郷、以前からの御印判どおり、高亮の諸役は免除 | 深沢家現蔵 | |
| 262 | - | (天正12) | - | - | 9 | 7 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 國中社人衆 | 國中の彌直衆の登り支度について、地下なみの役権(普請役)を免除し、一旗で登るようにと命じなさい。来る16日の早急に参府しなさい。当社八幡別当が下知を下されるでしょう。 | 東大史料編纂所影写本 |
| 1196 | - | (天正12) | - | - | 10 | 28 | 石四 | 印 民部丞・半右衛門・四郎左衛門 | 当御代には前吉を過分に命ぜられるので、横別1間控下さす。今後「はたよし之奉公」をつとめるようにしなさい。(追って奉行衆の手形を持ち越す) | 大原家現蔵 |
| 1197 | - | (天正12) | - | さる | 10 | 28 | 石四 | 村松新右衛門・渡辺新左衛門・村松右近丞・一瀬民部丞・村松半右衛門・村松四郎左衛門 | 前吉はこれまで薄く置いていたので、厚くすいて、10束を3日の内に納めるようにしなさい。 | 大原家現蔵 |
| 1488 | - | (天正12) | - | 申 | 朔 | - | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 保治・藤内 | 徳永の長盛法■の地ゆえ、横別2間控免する。未の年分を引くようにせよ | 『寺記』巻42 |
| 368 /11-13-355 | - | (天正13) | - | 乙酉 | 2 | 1 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 坂田甚八 | 「春之役御代官」を命ぜられた。國中諸口宿役ともに年間金40兩に定める。前々のようにし、新規に非分のないように、毎年6月に20兩、12月に20兩を納めなさい。 | 坂田文書 |
| 571 /11-13-355 | - | (天正13) | - | 酉 | 2 | 8 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 河野但馬守 | 塩山門前の人足を先規証文を根拠に前々のように徴発しなさい。 | 向嶽寺文書 |
| 1198 /11-14-420 | - | (天正13) | - | 酉 | 2 | 18 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 保治・藤内 | 市川の肌吉達は横別6間を御恩として免除しているので、御免の横別銭を差し引きなさい。 | 大原文書 |
| 1199 /11-14-419 | - | (天正13) | - | 酉 | 4 | 16 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 山守衆 | 前吉を過分に上納させているので、本遺衆2人のほかに、新たに4人を命ぜられた。前吉達は、前々から山口は出さないで、催促はしないようにしなさい。 | 大原文書 |
| 885 /11-18-2 | 写 (天正13) | - | 乙酉 | 8 | 1 | 駒井・跡九・玄隨齋 | 印 御印判衆新四郎 | 中尾之郷軍役衆31人書上(内21人又按首) 同郷人足1人 | 『甲斐國志』119 | |
| 1441 /11-22-70 | 写 (天正13) | - | 己(乙未)酉 | 9 | 7 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 判 山三・岡藤 | 西山慈照寺門前5間は横別を免除する。催促をしないようにしなさい。 | 甲斐國社記書記 | |
| 11-22-39 | - | (天正13) | - | 酉 | 10 | 17 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 小嶋飛騨守 | 恵林寺領5貫文の上成を成吉(成瀬正一)を奏者として返されるので、前々ように所務するようにしなさい。 | 小島屋治家文書 |
| 369 | - | (天正14) | - | 丙戌 | 3 | 2 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 坂田甚八 | 春の役を金30と定めた。この内10兩は黄金・20兩は総銭100貫文とし、7月半分・12月半分の二回にかけて納めなさい。 | 坂田家現蔵 |
| 370 | - | (天正14) | - | 丙戌 | 3 | 2 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 坂田甚八 | 天正13年の春の役を金40兩と定めたが、御代官に任じたので、15兩・総銭80貫文とする。 | 坂田家現蔵 |
| 573 | - | 天正14 | ○ | 丙戌 | 8 | 19 | 櫻井安芸守信忠・以清齋元松・石原四郎右衛門尉昌明・玄隨齋喜盛 | 花押 塩山御納所 | 門前は御直判の旨にまかせて、諸役免除とする。 | 向嶽寺現蔵 |
| 1612 | 写 天正15 | ○ | 丁亥 | 12 | 23 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 花押 西花輪之禰宣 | 西花輪村の内八層銀450文今後も神領たるべし | 『社記』巻9 | |
| 1444 | - | (天正16) | - | 子 | 閏5 | 21 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 窪助(窪田右衛門) | 慈照寺門前御免横別5間を前々から免除しているというご証文は間違いない。催促をしないように。 | 慈照寺現蔵 |
| 1580 | 写 (天正16) | - | 戊子 | 12 | 12 | 櫻井・以清齋・石四郎右・玄隨齋 | 印 妙壽寺 | 一瀬新居の内の寺領については、國中なみに半納分2貫500文を処務するように | 『寺記』巻63 | |
| 1202 | - | (天正17) | - | 己丑 | 3 | 7 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 はたよし濃六人 | 上巨紙の丈巾が近年狭い。先々のように申しつけるようにと御下知である。このことを上巨紙濃衆にきつと触れなさい。それでも私曲の者があれば、6人として按察しなさい。 | 大原家現蔵 |
| 1104 | 写 - | - | - | 4 | 25 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 判 東郡郡社八幡之神主 | 5月2日から5月11日まで、「御やとい」として、府中での城普請に出るように | 東大史料編纂所影写本 | |
| 1443 | 写 - | - | - | 11 | 5 | 櫻井・以清齋・石四右・玄隨齋 | 印 原半(原半右衛門・編者注) | 西山之郷慈照寺横別免除につき慈照寺が事情を説明しているので、催促を延引しなさい。 | 『古文書』2 | |

[注] 「史料 No.」: 数字は『新編 甲州古文書』所収番号、○-○-○は『大日本史料』の編一頁を示す。

斐国の公事奉行をつとめた後、家康に従って上総国の「制法を沙汰」し、慶長五（一六〇〇）年から甲府城の「御留守居」を勤め、慶長一三年四月二三日に没した³⁰。また三枝虎吉は、天正一二年四月一日に亡くなっており、この表では5番以降には名前が現れない³¹。なお、この時期の三人ないし四人の連署は、日下から玄随齋・以清齋・石四右・栄富齋の順であった。

第二に、「栄富齋」に代わって8番以降登場するのが「櫻井」で、以後は「櫻井」・「以清齋」・「石四右」・「玄随齋」の順で四人が連署する形が定式化することである。「櫻井」とは、武田旧臣で桜井村を本貫とした櫻井信忠とみられる。信忠は、武田信玄・勝頼に仕えたが、家康に臣従して天正一一年閏正月一日に山梨郡櫻井郷で本領七〇貫文安堵、九月晦日に下条郷で四〇貫文の加増をうけたという³²。天正一一年閏正月一日には、多くの武田旧臣に本領安堵の朱印状が家康により発給されており、その一貫として信忠も安堵され、四奉行の一人に加わったとみられる。天正一八年には、甲斐国の訴訟を扱うことを職掌とし、家康の関東移封に従って上総国で「諸務を沙汰」したが、慶長五年から石原昌明とともに甲府城を預かったという。慶長一五年九月二四日に没し、信忠の娘が石原昌明に嫁している³³。

ところで、四奉行の連署文書の形式として典型的なのは、たとえば14番の天正一三年と推定される「乙酉二月朔日」付、坂田甚八宛に発給された次の文書である³⁴。

〔史料2〕

肴之役、御代官被仰付候、國中諸口宿役共三、年中黄金四拾兩二相定、如前々新儀無非分様二調、毎年六月式拾兩、極月式拾兩、如此可被納者也

乙酉

二月朔日

櫻井
以清齋
石四郎右
玄随齋

印 印 印 印

坂田甚八殿

この坂田甚八は、のちに甲府城下八日町に居住し、柳町の山木金左衛門と二人で、町年寄をつとめる家である³⁵。祖父源右衛門が伊勢国から浪人として甲斐国に來住したという由緒を持っている。天文一一（一五四二）年閏三月、武田信玄から、居屋敷の諸役免許を認められ、天正一〇年の家康甲斐入国後も、「御代官」を勤め、米一〇〇俵と長崎割符糸五丸を毎年下付されたという³⁶。「史料2」は、乙酉（天正一三年）二月一日に、坂田甚八を「肴之役」徴収の「御代官」に任命した時の文書である。ここで「肴之役」とは、他国から甲斐国に移入される塩魚への課税とみられ、国中の「口宿」³⁷において、年間黄金四〇兩と定めて従前どおり徴収し、毎年六月に二〇兩、一二月に二〇兩を四奉行に上納すべきことを命じている。この他にも、15番、九人頭の一人河野但馬守通重への塩山（向嶽寺）門前から人足徴発にかかわる指示、16・17番の市川大門の肌吉紙漉き職人に対する棟別銭と「山口」

(山の使用料)の徴収禁止、19番慈照寺門前の棟別徴収禁止などのほか、「肴之役」、棟別銭、山口銭、人足徴発など、また付加税や人足役などの徴税の賦課や免除などが、四奉行の職掌であったことがわかる。

第三に、黒印が捺された文書か、花押が据えられた判物かの違いである。写しの場合、印章の形も判別できるものは、第1表の「発給人」欄に「印」とし、花押を書写したものを「花押」、「判」と書写したものは「判」として示した。

これを見ると、花押が据えられているものは、7番天正一一年五月一三日付「神主」宛の神領書立、23番天正一四年八月一九日付、塩山(向嶽寺)納所宛の諸役免除を認める文書と、24番天正一五年一二月二三日付西花輪村の八幡領を認める文書に限られることがわかる。『甲斐国志』人物部第九「平岩七之助親吉」中「四奉行」の項では、「玄随齋・以清齋」の判注として、「二宮神社二四人連名花押ノ書ヲ蔵ム、其余皆墨印ナリ、因称之四奉行黒印ト」とあり、『甲斐国志』編纂時に確認される四奉行連署状は、二宮神社所蔵の文書以外すべて黒印であるとする。ここでいう二宮神社所蔵の四奉行連署状が、第1表7番に掲げた天正一一年五月一三日付の「神主」宛の文書とみられる。これは、同年四月一九日付で発給された家康直判の神領安堵状を受け、四奉行により出された形となっている。しかし、両者を比較した第2表をみると、四奉行連署状の神領書立の方が、家康の安堵状に記された箇所付や貫文より、かなり多くなっている。ただ、四奉行発給書に、神領など所領安堵にかかわる文書は他にみられないことから、本文書

の真偽を含め、今後検討が必要であろう。

また、23番天正一四年八月一九日付塩山寺納所宛諸役免許状は、櫻井を「櫻井安芸守」、石原昌明を「石原四郎右衛門尉」とするなど、慶長八年以後のB段階の様式であること、24番天正一五年一二月二三日付西花輪村の八幡領の認定をする文書は、名乗りはA段階の他の様式と同じものの、「櫻井 花押」「以清齋 同」「石四右 同」「玄随齋 同」と書写のしかたが正確ではないことがわかる。以上のことから、第1表で「花押」のある三つの文書は、偽書の可能性も含め、今後詳細な検討が必要であると考える。なお、第1表には、9・19・28番のように、押印部分に「判」と書写した文書がある。これらは、いずれも無年号で、他の印判の連署状と同じ形式であるため、「判」とは「花押」ではなく印判のことを意味していると推定される。

第2表 二宮神社 天正11年社領安堵 (単位は貫)

| | 5月13日付神領証文 | 4月19日付家康判物 | |
|--------|------------|------------|-------|
| 二宮之内 | 71.6 | 0.1 | 二宮郷内 |
| 石和 | 3.45 | - | - |
| 観音寺 | 0.3 | 0.3 | 観音寺内 |
| 中尾 | 3.15 | - | - |
| 坪井 | 3.8 | - | - |
| 塩部 | 4.8 | 4.8 | 塩部内 |
| 栗原 | 2 | 2 | 栗原内 |
| 住吉 | 1 | - | - |
| 小山 | 7.8 | - | - |
| 下之原 | 10 | 10 | 下原内 |
| 四日市場 | 1.33 | - | - |
| 鮑島 | 0.4 | 0.4 | 蛇島 |
| 平井 | 1.8 | 3.8 | 平井内 |
| 黒駒 | 3 | 1.5 | 黒駒郷内 |
| 川田 | 0.6 | - | - |
| 大野寺 | 0.4 | - | - |
| 上曾根 | 2 | - | - |
| 下曾根 | 1.9 | - | - |
| 米蔵 | 2 | 2 | 米蔵代長内 |
| 小石和 | 6 | - | - |
| 唐柏 | 0.6 | 0.6 | 唐柏郷内 |
| 河内 | 0.067 | 0.067 | 河内之内 |
| 口原 | 0.7 | 0.5 | 夏目原内 |
| 井之上 | 1.3 | 0.3 | 井上内 |
| 成田 | 3.3 | 3 | 成田内 |
| 国衛 | 0.7 | 1.3 | 国衛内 |
| 同 | 0.6 | - | - |
| (文書ママ) | 133.607 | - | |
| (計算結果) | 134.597 | 30.667 | |

[出典] 『新編甲州古文書第2巻』左1131号・右1130号

以上、第1表の検討から、櫻井信忠が加わり四奉行が確定した後の連署状は、現時点で、第1表8番天正一一年一〇月から27番天正一七年三月までの間で確認されるが、11・12番の石原四郎右衛門一人の発給文書、21・22番の日下部・成瀬を加えた六人の連署文書を除くと、天正一一年には8・9番の一〇月二点のみ、同一二年では10番の九月のみ、同一四年には全く確認できないということが判明する。逆に、天正一三年には、13番〜20番の八点と、最も多くの四奉行連署状が発給されたことを確認することができるのである。

一―三 石和八幡社宛四奉行連署状の年次比定

最後に、第1表で、年紀や干支がなく、これを収載する『新編甲州古文書』においても年次比定がされていないもの内、甲府城の普請年代を考察する上で鍵となる史料とみられる28番について検討しておきたい。この文書は、四月二十五日付で、東八代郡の石和八幡社神主宛に出された次の史料である。

「史料3」

於当社八幡相勉御番社人衆、自五月二日同十一日まで十日御やといに候、於府中御城普請可被致之旨、可被相触者也

卯月廿五日

櫻井 判
以清齋 判
石四右 判
玄随齋 判

東郡筋

当社八幡之

神主

宛所の「東郡筋当社八幡」、すなわち石和八幡社は、鎌倉期に石和五郎光信知により鶴岡八幡宮から勧請され、武田氏の氏神として信仰された神社である。武田信虎が川田館から躑躅ヶ崎館に移った後は、古府に石和八幡が勧請され、府中八幡社として鎮座された。「史料3」は、石和八幡社に勤番する社人衆を、五月二日から五月十一日まで、夫役ではなく「御やとい」、すなわち賃銭が支払われる形で、府中の城普請に出すよう、四奉行が石和八幡社神主に求めているのである。

『甲斐国志』神社部第四「八幡宮」の項では、この文書を「卯月廿五日天正中四奉行ノ下知状」と特定し、これが石和八幡社に伝来すると書き留めている。⁴⁰しかし、「天正中」と割注が付されるのみで、年次の推定はなされていない。⁴¹現在のところ、年次を特定する根拠を見いだすことができないが、第1表の検討結果を踏まえると、四奉行連署状の形式で伝存する文書が最も多い天正一三年の可能性が高い。他方、「史料3」のような「御やとい」ではなく、夫役としてであるが、家康などの公権力が社人を徴発する例を、他に確認することができる。次の「史料4」（第1表10番）は、古府の府中八幡社に伝来する文書で、四奉行が「国中之社人衆」に宛て、「国中禰宜衆」が府中へ参集することを求めたものである。⁴²

〔史料4〕

國中禰宜衆登支度之事、除地下次、一旗二而可申付候条、来十六日早
天有参府、当社八幡別当可被仰下知者也

九月七日

櫻井 (黒印)

以清齋 (黒印)

石四郎右 (黒印)

玄随齋 (黒印)

国中之

社人衆

すなわち、「地下次」(じげなみ)の役儀に百姓役を免除するかわりに、「一旗」仕立て、つまり旗を用意して、九月一六日早朝に府中の八幡神社に参集し、八幡別当の下知に従うことを求めている。この文書について『甲斐国志』神社部第一「八幡宮」の項では、八幡神社社主右京進(藏人)が国中の禰宜を率いて、長久手の陣中で家康に参謁したと記している。⁴³そして、この記載を根拠に、『新編甲州古文書』では、「史料4」の年紀を天正一二年と比定しているのである。

駿河国では、長久手の戦いに際し、秀吉軍に兵力で劣る家康が、一五〇歳までの百姓を徴発したことを示す文書が伝存していることを、本多隆成氏は紹介している。⁴⁴すなわち、駿河国焼津地域の郷年寄衆に向けて、天正一二年八月二六日付で、中黒の紋をつけた大旗一本と、それぞれ腰指一本ずつを用意し、弓・鉄砲・鎗を持って、命令次第、出陣する準備をするようにと、坂本貞次・駒井勝盛の連署状

で触れている。郷年寄は騎馬で、原河新三郎を部隊長とし、新三郎の指示で出陣することが指示されている。本多氏によると、この動員は戦闘員ではなく小荷駄隊を対象とするというが、動員令は一七ヶ村に對して行われたことが確認できるとされる。このように、家康の五ヶ国領内で百姓の役賦課がなされたことに鑑みると、甲斐国においても天正一二年に「地下」(百姓)が陣夫役を賦課され、また八幡神社の国中の社人が、「地下」の夫役を免除されるかわりに、「一旗」仕立てで古府の八幡神社に集められ、別当に率いられて参陣するという形の徴発が翌年なされた、と理解することができよう。

次に掲げる「史料5」は、B段階の四奉行連署状ではあるが、社人に対する夫役徴発を命じる文書である。⁴⁵

〔史料5〕

国中之社人衆、任先例、御普請場於別所可被仰付候間、先郷次之人足可相除者也

慶長八年

卯三月七日

櫻井 (黒印)

石四郎右 (黒印)

小田大 (黒印)

跡九郎右 (黒印)

八幡別当

すなわち、国中の社人たちに、先例のように、「郷次」(ごうなみ)の人足、つまり百姓の役を免除するかわりに、別所での普請に徴発するよう、府中の八幡別当に命じていることがわかる。

以上、本節では、天正一一年から同一八年家康の関東移封までの間に、領国に対する役賦課を職掌とした四奉行連署状について検討してきた。それでは、なぜ国内の棟別銭や夫役にかかわる四奉行連署状が天正一三年に多く確認できるのであろうか。次に、天正一二年、いわゆる小牧・長久手の戦いが終結した後の、家康の領国支配の動向とともに、その理由を考えてみたい。

二 小牧・長久手の戦いと古府

天正一二年、先述のように家康は一度も甲斐国に入ることとはなかった。その間、甲斐国の両奉行である成瀬正一と日下部定好が、家康の尾州進発に際する戦勝祈願のため、躑躅ヶ崎館内に祀られていた勝軍地蔵を、後に愛宕町と呼ばれる地に遷したといわれている。その経緯について、『甲斐国志』仏寺部第一には次のように記されている。⁴⁶

〔史料6〕

一 愛宕山宝蔵院愛宕町 真言宗新義高野山金剛三昧院末 御朱印寺領
九石八斗余、則チ境内六町三町ノ地ナリ、日林寺ト称ス、愛宕山ノ高
爽ニ倚テ居ル、即チ別当寺ナリ、元ト古府中聖道小路ニ在リ、信玄
ノ時、躑躅崎屋形内ニ所祀勝軍地蔵愛宕権現ノ別当ナリト云、天正
十二年^(平出) 神祖尾州御進発ノ刻ミ、本州ノ両奉行成瀬吉右衛門・

日下部兵右衛門為御祈禱、今ノ地へ遷シ、且当御城鬼門守護神トナシ、仮社ヲ建ツ、同年卯月二日、日下部が太刀・馬奉納ノ折紙ニ、
為^(平出) 家康様当御陣ノ御祈念、奉加甲州愛宕山ト記セリ、又慶
長中櫻井安芸守外四人へ所贈ノ書牘ニ、移遷ノ始末ヲ載タリ全文付録
二出(後略)

この短い記述から、天正一二年小牧・長久手の戦いの時期の古府の動きを知ることができる。それを整理すると、以下の(1)～(5)となる。(1)『甲斐国志』が編纂された一九世紀前期には、宝蔵院は移転して、眺望のすぐれた愛宕山に「倚テ居ル」(寄り掛かってすわる)形で位置しているが、元は古府中の聖道小路にあったこと、(2)宝蔵院は、信玄の時代に躑躅ヶ崎館内に祀っていた勝軍地蔵愛宕権現の別当であること、(3)天正一二年、家康が尾州進発の時に、甲斐国両奉行の成瀬吉右衛門と日下部兵右衛門が戦勝祈願のために今の地に遷し、甲府城の鬼門の守護神として仮社を建てたこと、(4)同年四月二日付の日下部による太刀と馬の奉納の折紙には、家康の今回の出陣を祈念するために、甲州愛宕山に奉加すると記されていること、(5)慶長年中に櫻井安芸守他四人に宛てた「書牘」(書状)に、愛宕山宝蔵院の移遷の経緯が記されていること、である。⁴⁷

それでは、(1)～(5)の事実関係について検討しておきたい。まず、(1)にある宝蔵院の旧地という聖道小路とは、信玄の次男で盲目の武田龍芳(竜宝)の屋敷地が所在したことに由来する小路名であるといいい、『甲斐国志』人物部第四「竜宝」には「今古府中ノ日影組二聖

道小路ト云処アリ」、五輪塔もあると記している。⁴⁸第1図は、慶応四（一八六八）年に書写された「古府中絵図」である。⁴⁹これをみると、躑躅ヶ崎館の北側（日影組）に「愛宕」、その南側に「アタゴ 御朱印」が描かれている。この「愛宕」が（2）という勝軍地蔵愛宕権現で、「アタゴ御朱印」が、慶長検地後に発給された慶長八年宝蔵院寺領証文⁵⁰にある「聖道小路本屋敷 五斗」に相当し、宝蔵院の旧地であった所とみられる。

ところが、（3）のように、天正一二年に家康が尾州出陣にあたり、戦勝祈願のために成瀬と日下部の二人が、現在地、つまり愛宕山の麓に遷し、仮社を設けた。そのことを記すという（4）で指摘した折紙が、次の文書である。⁵¹

「史料7」

為家康様当御陣御祈念、奉加甲州愛宕山

御太刀 一腰

馬 老疋

天正拾二年卯月二日 日下部兵右衛門尉（花押）

すなわち、日下部兵右衛門が「家康様当御陣御祈念」のためとして、「御太刀」と「馬」を愛宕山宝蔵院に奉加すると記されていることが確認できる。実際、四月九日には、家康から甲斐国の平岩親吉と鳥居元忠に、長久手の戦勝を報じたことも知られている。⁵²

以上の経緯が記されているのは、（5）にある慶長期の櫻井安芸守他四人に宛てた書状であるとされる。この書状は、『甲斐国志』に収

録されていないものの、宝蔵院文書として今日知られている次の文書とみられる。⁵³

「史料8」

一書令啓達候、仍其許愛宕山從宝蔵院、使僧を以被仰越候間、申入候、先年其国江御所様御入国之砌、成吉右・拙者兩人ニ、万事仕置之儀被仰付候刻、愛宕山之將軍地蔵を彼山へ勸請申候ハ、成吉右・我等為兩人、夫々かり殿被立置候得共、御所様被為御覽、御尋之条、然者尾州御進発之時ニ、為御祈禱如此取立申候由言上仕候、得と御喜悅之由御意ニ候、雖然其後御国替ニ付而、少將公殿・同加藤遠江守殿・浅野彈正殿三代御国替御座候内ニ、如前々与被仰無相違候、殊以左京大夫殿と前々よりのことと被仰、朱印を御出し候所、結句只今者御所様天下御仕配ニ罷成所ニ、秋山甚右衛門石見殿之手代仕候とて、一往之無理も、愛宕山中を七十八間迄わり取、并ニ新寺を建、彼新地へ被付候由、自宝蔵院書状之面ニのせ、被為仰越候、左様候得者、拙者共兩人之仕置之儀を、三代之御国替ニさえ無相違御儘仰之所、弥今者少茂相違有間敷候等之趣、方々以不及御分別候ハ、石見殿へ被仰而、石見殿分別次第可被成候、委曲者期後音候、恐々謹言

七月七日

日下部兵右衛門（花押）

櫻井安芸守殿

大野主水正殿

平岡々右衛門殿

岩波七郎右衛門殿

小田切大隅守殿

参

この書状は、日下部兵右衛門定好から櫻井安芸守他四人に宛てたもので、その年次は、櫻井安芸守信忠と小田切大隅守昌吉が甲府城を預かるよう命ぜられた慶長二二(一六〇七)年八月以降、小田切昌吉が死去する慶長一六年五月以前、つまり慶長一三〇一五年のいずれかに比定することができる。宛所の大野主水元貞・平岡岡右衛門千道・岩波七郎右衛門道能は、書状中にある秋山甚右衛門と同じ大久保石見守長安の手代とみられる。⁵⁵ 発給人の日下部兵右衛門定好は、慶長六年以降、成瀬吉右衛門正一とともに伏見城の留守居を勤めており、慶長一二年から松平定勝が伏見城代として任に就いてからも、兩人の職務は続いていた。

さて、この書状自体は、大久保長安の手代秋山甚右衛門が、愛宕山中でも宝蔵院の寺地七八間を割り取り、そこに新規に寺院を建立しようとする事態を訴えた宝蔵院の書状に対して、日下部兵右衛門が大久保長安への対応を求めるべく出されたものである。その中で、宝蔵院の寺地が家康以来保証されたものであることとともに、宝蔵院の移遷の経緯が次のように伝えられている。徳川家康の甲斐入国時に、成瀬吉右衛門正一と日下部兵右衛門定好が甲斐国の仕置きを任せられ、その時、「愛宕山之將軍地蔵」、つまり山号を愛宕山という宝蔵院の將軍地蔵を、「彼山」つまり愛宕山に勧請し、成瀬正一と日下部定好の二人で仮殿を建てた。それを見た家康が建立の理由を尋ねたので、これは家康の「尾州御進発」の戦勝祈願のために建立した、と答えたところ、家康がたいへん喜んだ。その後、家康は関東に国替えとなり、さらに

羽柴秀勝・加藤光泰・浅野長政と三代国替えが続いたが、その都度、従来のとおり、と言われた。浅野幸長にそのように言われた時は、家康は朱印も出した。今や、家康が天下を支配する時代となったのであるから、従来のとおりであることは当然である。

以上から、成瀬と日下部の両奉行は、古府中聖道小路に所在した勝軍地蔵愛宕権現と宝蔵院を、第2図にあるように、愛宕山の麓に遷し、「史料7」でみたように、太刀と馬を、家康の小牧・長久手の戦勝祈願のために宝蔵院に奉加した、ということが明らかになった。

ただし、この愛宕山麓への移遷が、「史料6」にいうように、当初から甲府城の鬼門の守護神として行われたかは確認することができない。しかし、そもそもこの愛宕社は、武田信玄が躑躅ヶ崎館の鬼門の守護神とするために、相模国から勧請したといわれており、⁵⁶ 実際、第1図でみたように、愛宕社は躑躅ヶ崎館の北東方角に確認することができた。また、結果的にとはいえ、第2図のように、愛宕山麓の愛宕神社と北に隣接する宝蔵院は、甲府城の北東鬼門の位置にあることがわかる。このことから、日下部と成瀬による天正一二年の遷宮段階で、甲府城を築城する予定地がすでに定まっていたとみる事が可能であろう。

三 小牧・長久手の戦後における家康の甲斐領国支配

くり返しとなるが、天正一二(一五八四)年には、家康は甲斐国に入ることはなかった。秀吉との講和を経て浜松に帰陣した家康は、天

第2図 移転後の愛宕権現



青い部分が甲府城。赤枠で囲った部分の上が「宝蔵院」、下が「愛宕権現」
【出典】弘化2(1845)年「甲府絵図」(山梨県立博物館所蔵)

正一三年再び領国経営に乗り出す。四月には、甲斐国に行き、六月七日に浜松城に帰るまでの間に、鳥居元忠をはじめとする諸士に増増を行った。また、武川衆をはじめとする侍衆にも、所領と夫丸の安堵を行ってゐる。また、一―二で明らかにしたように、天正一三年には諸役免除などの特権を認める四奉行連署状が集中的に発給された。領国内の課税や夫役徴発にかかわるこうした四奉行発給の連署状の多くが天正一三年に集中していることも、家康が領国支配体制を整える過程にあったことの証左といえよう。

— それでは、再び領国支配に目が向けられた家康の動向と、甲府城との関わりを検討していきたい。

三― 一条小山と一蓮寺

甲府城が築城されたのは、一蓮寺が所在した一条小山と呼ばれる地であった。一蓮寺は、時宗稲久山一蓮寺という時宗の寺である。『甲斐国志』仏寺部第一によると、一条小山は一条次郎忠頼の館であったが、寿永三(一一八四)年、忠頼が鎌倉で誅された時に、「婦人某氏」が落飾して尼となり、一蓮寺を創建したという。侍婢も断髪する者が多く出たため、尼寺になったとある。正和元(一一三二)年、甲斐を訪れた遊行二祖他阿真教上人に武田氏一族の一条時信が帰依し、尼寺を修飾して住持し、その弟を他阿の弟子として、法阿朔日上人と称し、一蓮寺の開山第一祖となったという。その後、代々法阿を住持の諡号とした。大永四(一一五二四)年六月一六日には、武田信虎が「一条小

山御普請初」と山上に砦を造つたため、同六年四月二十七日「本一条ヲ小山原へ引、新一条道場ノ柱立、五月大乙巳午刻、一条道場ノ棟拳」と、「小山原」(小山の麓)に遷されたことも知られている。⁵⁷天文・永祿の頃には、寺門に市がたち、商人が多く集まり、一条町一蓮寺小路と呼ばれる町場を成し、団扇や綿織物の産地となっていたともいわれている。⁵⁸

天正一〇年、家康は甲斐に入国した後、一月には一蓮寺に対して「寺領・寮舎・末寺并名田等」を安堵する判物と禁制を発給し、翌一一年四月一九日には寺領の安堵状を出している。家康の入国後、一蓮寺に甲府城が築かれるまでの経緯について、『甲斐国志』仏寺部第一「稲久山一蓮寺」では、次のように記している。⁵⁹

〔史料9〕

天正壬午ノ後、平岩七之助城代ノ頃、市河平塩寺ノ薬師堂ヲ、金子一枚ニ買タル由、法阿ノ手簡ニ見ユ此手簡、市河ノ宝聚院ニ藏ム、当寺ニモ案文ヲ駐ム、一七・八世ノ際ニ相当ルヘシ、二代トモニ有徳ノ僧ニテ、十七世法阿ハ早く退隠シテ、藤沢山ニ遷リ、彼寺破壊ヲ修理セリ、十八世ハ当寺ノ中興ト称ス元和三巳年三月二日寂、此代ニ府城ノ新築ニ因テ、今ノ地ヘ寺ヲ遷ス、加藤光泰領国ノ時ナリト、寺記・過去帳ニモ見ユ、然レトモ右ニ云、贈平塩書簡ノ中ニ、当寺屋敷替地之事、大方可相済分ニ、可有御心易候トアリ、州人ノ所口スルモ（平出）神祖ノ御繩張ト云伝ヘタレハ、以前ニ版築ノ御沙汰ハ相定マリ、当寺并ニ長延寺・住吉神社等ノ替地賜ヒシハ、同十七年伊奈熊蔵検地ノ時ニアリテ、加藤ノ領国ニ及

ヒ遷寺造営セシナルヘシ、四壁ノ溝ノ涯ニ積ミタル石マテモ、城内ノ石罫同様ノ石ヲ用ヒタル趣キ今ニ現然タレハ、殊ナル公役ト覚エタリ

「天正壬午」、すなわち天正一〇年の家康甲斐入国後、平岩七之助(親吉)が城代の頃に、市川の平塩寺の薬師堂を金一枚で購入したことが、法阿の手簡にみえるが、これは、十七世・十八世法阿の代に当たるといふ。十七世法阿は、早くに隠退して、藤沢山(清浄光寺)に遷り、同寺の修理に当たった。十八世は、一蓮寺「中興」といわれているといふ。元和三(一六一七)年に没した十八世法阿の時代に、甲府城築城のために、一蓮寺は現在(『甲斐国志』編纂当時)の地に遷ったといふ。その時期は、加藤光泰領国の時代、つまり天正一一年から文禄二(一五九三)年一〇月までであると、寺記や過去帳にも見えるといふ。平塩寺に送った書状に、「一蓮寺の屋敷替地も大方決着がっこうとしているので御安意ください」と記されている。また、「州人」(甲州の人)も、甲府城は家康が縄張りをしたと言いつたこと、加藤光泰領国期の築城以前に、「版築ノ御沙汰」(築城の計画)は決定していたと推定される。しかし、一蓮寺や長延寺、住吉神社等が替地をもらったのは、天正一七年伊奈熊蔵の検地の時であるため、その移転は加藤光泰の領国期であったと考えられる。その証拠として、一蓮寺の四壁をめぐる溝の水涯の積石が、甲府城内の石罫と明らかに同じ石であることをあげている。すなわち、寺の移転と造営が、特別な公役、すなわち築城にともなう公役で実施された、と

考証しているのである。

なお、ここで述べられている平塩寺の薬師堂購入を示す一蓮寺所蔵の「案文」が、次の「史料10」である。⁶⁰平塩寺は、天正一〇年三月、織田勢の甲斐侵攻により焼失し、その寺跡に小堂が建てられ、阿弥陀・薬師・日光・月光・十二神将を本尊とした「御念仏」と呼ばれ、市川郷の真言宗一五カ寺で法事を行っていたという。⁶¹『甲斐国志』古蹟部第十三には、正覚院とは七覚山円楽寺の院号で、この頃、平塩寺の住持を兼帯していたとの伝聞が記されている。⁶²

〔史料10〕

平塩薬師堂替代金子、大工越前方へ可相渡之由蒙仰条、即令相渡候、其皆済之手形自越前方被相渡候、彼手形之写就御所望進之候、惣別薬師堂金子老枚ニ買取申候旨、七助殿江御理を申、其上両奉行并四奉行迄得御異見候而、上意江披露申候之条、其境於御手前者、一段清冷之至候、雖然有悪人兎角申候由、笑止ニ被思召、彼手形之写任御所望進之候、此上疑之人候ハ、本文迄も可懸御目候、委細令期再会之時分候条、不能詳候、恐々

八月十六日

一蓮寺

法阿 印

一条

正覚院

参侍之御中

これは、一蓮寺法阿から正覚院に宛て、平塩寺薬師堂の買取りに關して「悪人」から疑念を受けたため、代金の皆済手形の写を進上するという内容である。この書状からわかることは、平塩寺の薬師堂の代金を一蓮寺が大工越前に支払ったこと、その買取りについては「七助殿」(平岩親吉)に断っていること、さらに「両奉行」(成瀬正一と日下部定好)と「四奉行」の「御異見」も得て、「上意」つまり家康にも披露していると、一蓮寺が正当性を主張していること、である。大工越前とは、「一条ノ棟梁越前」と『甲斐国志』人物部付録⁶³に記され、一蓮寺の寺大工である。大工越前が媒介して平塩寺薬師堂を一蓮寺が買取り、境内に建てたと理解できるが、詳細は不明である。なお、この文書は、先に検討したように、四奉行体制が整ってきた天正一一年〜一七年の内、平岩親吉が天正一六年四月に従五位下主計頭に叙任する以前、つまり、天正一一年〜同一六年のいずれかに記されたと推定される。

以上要するに、甲府城の築城は、(1)家康による築城計画Ⅱ縄張の決定、(2)一蓮寺・長延寺・住吉神社等の替地交渉、(3)替地の下賜、(4)一蓮寺等の移転、という四段階を経て、ようやく加藤光泰の時代に造営が着手されたことになる。また、(3)の替地は、天正一七年伊奈熊蔵の総検地後に、渡されたのである。それが、現在知られている、天正一七年一〇月一五日に発給された、一蓮寺領俵高九二六俵六升、反別七九六六七歩の打渡状とみられる。⁶⁵さらに俵高の修正を経て、一月二三日に、「一条之郷内二而」俵高一〇一〇俵

八升が一蓮寺領として確定されたのである。⁶⁶

三―二 家康による甲府城の縄張

それでは、甲府城築城四段階の内、(1)と(2)の段階は、どの時期に比定されるのであろうか。「史料9」に引かれている平塩寺に宛てた書状の文面からは、替え地の決定が難行していた様子をうかがうことができ、(2)の替え地をめぐる交渉は、かなり時間を要したことが推測される。それでは、(1)の計画決定が、いつごろなされたのであろうか。

これまで、甲府城の築城開始を告げる家康発給文書としてあげられるのが、「はじめに」に掲げた「史料1」である。

この「史料1」で注目すべきは、宛所の「平岩七助」という記載である。前述のように、平岩親吉は、天正一六(一五八八)年四月に従五位下主計頭に叙任されており、通例であれば「史料1」の発給年次は天正一六年四月以前と考えられる。

ところが、今日伝存する天正一八年五月と六月に、家康と秀吉が発給した文書の宛所は、平岩七之介・七助・七介となっており、主計・主計頭と官名になるのは、八月以降の家康の判物等である。⁶⁸

この点について考慮に入れるべきは、家康の甲斐入国当初から平岩親吉とともに甲斐経営に携わっていた鳥居元忠の存在である。前述したように、古府を拠点とした甲斐経営の郡代に平岩が任じられる一方で、郡内(都留郡)郡代を鳥居元忠が勤めていた。天正一二年三月、

小牧・長久手の戦いでは、平岩親吉と鳥居元忠が甲斐国を守るように命ぜられ、長久手での激戦直後に、家康は平岩七之助・鳥居彦右衛門尉宛に、四月九日申刻付で戦勝を伝える書状を認めている。また、翌一三年閏八月、真田昌幸の居城である上田攻めには、大久保忠世・鳥居元忠・平岩親吉らが出陣したが、石川数正の秀吉方への逃亡などがあり、結局兵を収めることになった。その後、天正一八年五月には、武蔵国岩槻城の攻略、相模国筑井城攻略と城請取りなど、平岩親吉・鳥居元忠はともに出陣して戦功をあげていた。ところが、平岩親吉は天正一六年四月に従五位下主計頭に叙任され、一方の鳥居元忠は叙任されなかった。鳥居家の家譜では、この経緯を次のように詳述している。⁶⁹

「史料11」

(天正一筆者注)十四年十月御上洛のときしたがひたてまつる。のち豊臣太閤の申むねあるにより、功臣の輩、数人叙爵せしめらる。このとき元忠にも官位を下したまはらむとの沙汰あり。元忠うけたまはりて、某不才なれば他家の恩恵をうけて、二主に忠を尽すべき道をわきまへず。しかのみならず、三河譜第のものにして、万事粗忽なれば官位にす、みて、殿下の御前に出仕すべき器にあらずとて、堅くこれを辞す。

このように、秀吉からの叙任の沙汰に対し、徳川家の譜代として、家康と秀吉の二人の主人に仕えることはできないといつて断つたと記されている。さらに、この引用箇所が続いて、その後も秀吉から元忠

の嫡子忠政を羽柴雄利の娘と婚姻させ、その上で雄利の養子とするという申し出があったのに対し、婚姻は承諾するが、子孫とはいえ養子となり他家（豊臣家）に仕えることはできないと断った、という逸話が記されている。しかし他方で、鳥居元忠は、「平生数度軍功あるにより、大権現御感状をたまはんとす。元忠辞してはいはく、我他君にかふべからず、このゆへに感状をもつて人にほこらん事をおもはず、といふ。大権現是を感じたまふ」と、家康の感状を断つたとも『寛永諸家系図伝』に書かれている。⁷⁰

以上の逸話があえて記されたのは、鳥居元忠が叙任されていないこと、また家康の感状が伝わっていなかったことを、後代の子孫が正当化するためであったと考えられる。元忠は、三河譜代として平岩親吉とほぼ同じ立場で甲斐経営や戦功を重ねてきたにもかかわらず、それを証拠立てるべき叙任と感状が欠如していることを、後世、系譜の作成にあたって取り繕うおうとしたものと推測される。この点を裏づけるのは、鳥居元忠の嫡子忠政は、「(天正一六年)四月二日功臣の輩はじめて叙爵せられしとき、忠政も従五位下左京亮に叙任す」と、元忠が叙任を断つた時、忠政は叙任されていることである。これは元忠が叙任や養子を謝絶した理由と矛盾する。このことから一連の逸話は、家譜作成段階に元忠の無官や家康の感状欠如を正当化するために作られたとみることができよう。

なお、岩槻城攻略の感状として、(天正一八年)六月七日付「鳥居彦右衛門尉殿」を宛所とする家康直書が「古文書集」を出典として『新

訂 徳川家康文書の研究』に所収されている。⁷¹しかし徳川義宣『新修 徳川家康文書の研究』では、同じ日付の「本多中務少輔殿・平岩七之介殿・鳥居彦右衛門殿」宛の家康直書を「松濤棹筆」(徳川林政史研究所蔵)から採録し、「当初は本文書通り三名宛であった文書を「古文書集」編纂の折に、何らかの事情か誤脱によって、宛所を鳥居彦右衛門尉一人として書写されたものと一応推量される」としている。前述した『寛永諸家系図伝』・『寛政重修諸家譜』の感状にまつわる鳥居元忠の逸話を考え合わせると、この徳川義宣氏の指摘は首肯できるところである。

現在確認できる「平岩七之介」宛の天正一八年五月・六月の家康の直書は、平岩親吉一人宛てのものではなく、いずれも鳥居元忠と連名で発給されていることに特徴がある。三増郷宛に平岩から発給された「禁制」も、鳥居元忠を含む四人の連署となっている。ところが、平岩親吉一人に宛てて発給された天正一八年八月四日付家康の直書は、「平岩主計頭とのへ」と、官名であった。こうした事情を考慮すると、平岩親吉が七之介という通称で呼称され続けたのは、鳥居元忠に対する、家康や平岩親吉自身の配慮か、あるいは後世における文書の改修か、いずれにしても特例であると推測されるのである。ただ、同年五月二三日付の秀吉の朱印状だけが、平岩一人宛にもかかわらず、「平岩七助とのへ」とあるが、この文書の位置づけについては今後の課題としたい。

以上、現段階では、平岩親吉が天正一六年四月に従五位下主計頭に

叙任したこと、それにもかかわらず鳥居を含む連名の宛所の家康の直書では、天正一八年六月まで、七之介という通称であり、他方、平岩一人宛の家康直書は同年八月に主計頭となっていることを、確認しておきたい。したがって、「史料1」の家康から「平岩七助」宛に発給された判物は、天正一六年四月より以前の可能性が高いといえよう。

さて、「史料1」の年次を以上のように推定した上で、その内容を改めて検討しておきたい。

家康が、この文書で平岩に命じているのは、(1) 一条山の地形について、甲斐国の侍衆に触れ、普請を命じるべきこと、(2) 石垣積みを担う石工を近日中に派遣するので、油断なく行うこと、の二点である。まず、一点目の、一条山の地形(地固め)を、甲斐国の侍衆へ普請役として行わせようとしていることから想起されるのが、前掲「史料3」の石和八幡社社人への動員命令である。「史料3」で、「於府中御城普請可被致」と石和八幡社社主に触れた「御城普請」の動員が、この一条山地形の普請に相当するとみることができているのではないだろうか。先に「史料4」でみたように、国中の八幡神社社人が、天正一二年、長久手の家康のもとに「一旗」で参陣することを求められ、「史料5」の慶長八年に川除普請に社人が徴発されたように、石和八幡社社人が甲府城の普請に徴発されたと考えて無理はないであろう。そうであれば、「史料1」の年紀は天正一三年ということになる。また、第二点目の石工の派遣は、前述のように、家康が石垣技術をもつ穴太衆を使役できたのは、秀吉に臣従してからであるとする平山氏の説が

支持されてきた。しかし、元亀元(一五七〇)年六月、家康が浜松城を普請するにあたり、「惣廻」⁷⁴を石垣で囲ったとされることが近年注目されており、すでに家康は穴太衆を動員していたと推測されるようになってい⁷⁵。

以上、これまで検討してきた点から、この文書の作成は、天正一二年から同一六年の範囲に限られ、なかでも「史料3」と同じ天正一三年の可能性が高い、と推定されるのである。

三―三 『裏見寒話』と『蠹余一得』

ここで、後年の記録ではあるが、宝暦一(一七五二)年一月の序文のある『裏見寒話』(『裡見寒話』)⁷⁴と、安政初期までの幕府関係の文書や記録を収録する向山誠斎『蠹余一得』⁷⁵をみておきたい。

まず、『裏見寒話』は、甲府勤番として享保九(一七二四)年から宝暦三年まで甲府に赴任していた野田成方が、赴任中に見聞した事柄を書き記したものである。このうち、「史料12」は、天正一〇年、家康の甲斐入国から、文禄期の浅野長政・幸長時代までの記述を摘記したものである。⁷⁶

「史料12」

同年(天正十年…筆者注) 八月上、家康公御入国、右左口村より順路、御仕置方に引籠り居る所の武田衆被召出之、或聞書二出と云、古府中尊躰寺に御止宿、武田の兵士共被召出之、寺社の面々御目見如先規、御墨附頂戴之、其外御 仕置被仰渡、天正十一年九月上旬、当国和田

村法泉寺慎岳和尚、武田十式騎、何も旦那に被成、龍地ヶ原へ出迎、御見目、法泉寺為御褒美御朱印頂戴之、一条左衛門太夫屋敷へ御腰を掛させられ、武田衆被召出之

古城代平岩七之助後に主計頭 郡内城代鳥居彦右衛門小田原北条の押へ

天正十三乙酉年 家康新城御繩張

普請 浅野左京大夫 石垣 平岩主計頭

造作 鳥居土佐守

天正壬午年ヨリ同十八庚寅年迄九ヶ年の間 神君御領分

秀吉公管領

是ハ小田原没却以後、北条の旧跡関八州大関(つと)より神君へ進せらる、神君の御領式三ヶ国大関へ渡る故なり

(中略)

文禄元壬辰年より慶長五庚子年迄、浅野弾匠大弼長政・同左京大夫幸長九ヶ年の間領之夫より紀州和歌山へ所替

(中略)

浅野弾正、文禄三甲午年思ひ立、未年古府中より城郭市店寺社共に当府へ引替、是を下府中ニ権輿とす、故に今ニ於て元何町くとなど、いふハ、是より以前の名を呼ぶ

これを見ると、家康は天正一〇年八月上旬に甲斐国に入り、尊躰寺に逗留して武田旧臣を召し出し、寺社領を安堵するなどし、平岩を「古城代」に、鳥居を「郡内城代」とした後、天正一三年に新城の繩張をしたとする。ただし、実際に普請をしたのは後の浅野幸長、石垣を整

えたのは平岩親吉、城の造作は鳥居元忠三男で郡内を統治した土佐守成次と、いずれも文禄慶長期の大名の手によるものとする。その後、文禄元年から慶長五年までの浅野長政・幸長父子統治下の文禄三年に、城と城下町が古府中から新城のもとに移されたと述べている。つまり、甲府城は天正一三年、家康のとき繩張りを行ったが、普請が行われたのは浅野時代とするのである。

他方、『蠹余一得』は、幕府の奥祐筆を勤めた向山誠斎が、幕府の御文庫に保管されていた行政史料などを閲覧し記録したものである。内容は多岐にわたるが、その中に、江戸城・二条城・大坂城・駿府城・甲府城と五つの城の沿革が記述されている。この内、「甲府御城」に関する箇所を摘出してみよう。⁷⁷

〔史料13〕 (読点史料ママ…著者注)

甲府御城極高三十五度三十九分 従江戸甲州街道三十四里十二丁

坪数不詳 御囲米五千石

国高合三十万六千九百九十八石一斗四升五合四夕九才

内二十八万六千八百六十四斗七升六合九夕九才 三郡

高二万九百一十一石六斗六升八合五夕 都留郡高

郡四 村七百七十八 当城天正中成、地在山梨郡北山筋一条庄也、

端門向南云追手、後門向北云山手、西云柳門、凡三所東北隅有名花

畑小郭、向北開北門(つと)甲斐国志

天正十年壬午八月御入国 十三年乙酉新築当城称小山城 十八年

庚寅羽柴少将勝俊領之 十九年辛卯文禄元年表加藤遠江守光泰領

之 同年至慶長五年浅野弾正少弼長政左京大夫幸長領之 同年至寛永元年甲子御料此間御城代御城番奉行等有之 (後略)

甲府城の位置と城米高の他、甲斐国高を三郡と都留郡に分けて記し、郡と村数を掲げた後、「当城天正中成」と、甲府城が天正中に「成」ったとし、その諸門の説明が『甲斐国志』を典拠に記される。そして、天正一〇年家康入国後の領主変遷を記す中で、「(天正・筆者注) 十三年乙酉、新たに当城を築き、小山城と称す」とあり、天正一三年に甲府城を築城し、小山城と称したことを述べている。

ここで、向山誠齋が参照した『甲斐国志』の当該部分は、『甲斐国志』巻之一提要「府治」中、次の箇所と推定される。⁷⁸

〔史料14〕

(古代から武田氏滅亡まで略)

神祖 御入ノ刻於古府建仮御殿、及同十八年数次御按行アリテ、此御殿ニ 御逗留ナシ給今尚旧址存セリ、其頃一条ノ小山ニ今ノ府城ヲ被築 御結構アリ、繩張りヲ 命セラルト云、同十八寅年豊臣少将受封於本州、明年加藤光泰代ル、於是興修築之功一条旧記ニ、平岩七之助城代ノ頃ニ賜可遷寺地、加藤ノ時ニ及テ遷寺由記セリ、文禄三年ヨリ浅野長政・同長継父子領主トナリ、城代ニ浅野右近大輔長吉居シテ経営ス、依是大鋸・柚等ニ授ル許状モ、多ハ浅野ノ印書存セリ、慶長五子年後 御料所ニナリ、再平岩親吉城代タル時、猶又修理ヲ加ト云国初以來国守令更ノ事ハ別ニ其部アリ委之 ○府中城 古巨麻郡青沼郷ノ域、後属山梨郡北山筋

ノ内一条庄ナリ、即一条忠頼之旧墟變為仏区、其胤時信ノ輩加飾シテ棄田園薦追福、号云一条道場一蓮寺乃夢山之尾、又名小山所ナリ、文禄慶長間、一蓮寺及湯田ノ民戸、住吉明神城地ノ鎮守也、社寺ヲ今ノ地ニ遷シ、再為城郭ナリ、端門向南追手ト云、後門向北山手ト云、西云柳門、凡三所ナリ、東北隅ニ、有名花畑小郭、向北開小門、本丸屹立シテ高く、外溝深環レリ、外郭ニ見付十五所アリ、端門ノ正南追手前へ西小路・中小路・土手小路、二百間許ニシテ片羽口追手ノ見付ト云、自是外郭左右廻レリ (以下、城下町に関する記述略)

すなわち、家康は天正一〇年に入国した時、古府に建てた「仮御殿」に、天正一八年までの間に数回逗留した。その頃、「一条ノ小山」に「今の府城を築かれる御結構あり」、つまり甲府城を築く計画があり、繩張りを家康が命じた。ところが、豊臣少将(秀勝)、翌年には加藤光泰と領主が変わり、ようやく修築の事業がはじまった。そして、文禄三年から浅野長政・長継父子が領主となった時、城代浅野右近大輔(長吉)が甲府に滞在して普請を始めた。そのため、大鋸や柚に与えた諸役免許状も、多くは浅野が発給したものである。慶長五年から幕府直轄地となり、再び平岩親吉が城代となった。その時、また修理をした、と記されている。

次に、「○府中城」の項目が立てられ、「府中城」すなわち甲府城の立地や土地利用の前史が述べられている。すなわち、文禄・慶長期に一蓮寺と湯田の民戸、そして城地の鎮守である住吉神社も遷され、一

条小山は一条忠頼館から寺、そして再び城郭となったと述べられている。その後、城の諸門と「外郭」の見付と武家地や町人地の配置が説明されているが、「史料3」と比べると、城の諸門に関する記述を、『蠶余一得』はほぼ引用していることがわかる。しかし、甲府城の築城年次を天正一三年とする記述は、「史料14」に見られない。

そもそも、これまで検討してきたように、『甲斐国志』は随所に、甲府城の縄張りが家康によるもので、実際に普請が行われ、城と城下町が完成したのは、文禄・慶長期の浅野時代だと述べている。ただ天正一三年という年次は特定していない。このことから、向山誠斎は、『甲斐国志』以外の、幕府に保管されていた何らかの文書や記録を参照しているものと推測されるが、現在のところ不明である。

以上、『裏見寒話』と『蠶余一得』という二つの記録を検討してきたが、いずれも天正一三年に家康が甲府城の縄張をした、あるいは築城したと、年次を特定していることが判明した。これらは、一八世紀半ばと一九世紀後期の記録ではあるが、いずれも幕府関係文書を役職上閲覧することが可能な立場の幕臣によって記録されたものであり、看過できない。また、天正一三年という年次は、本稿での考証とも符合するものである。

ここで想起すべきは、先に検討した天正一二年家康の尾張出陣に際して、日下部定好と成瀬正一が、躑躅ヶ崎館に祀られていた將軍地蔵を、愛宕山に勧請して戦勝祈願を行ったという事実である。すでに長久手の戦い以前に一条小山に新城を築く計画があったからこそ、ここ

に勝軍地蔵愛宕権現を勧請し、別当宝蔵院を遷したと考えることが妥当であろう。すなわち、甲府城の築城計画は天正一二年以前にあり、その後、普請の開始を命じた家康の判物が「史料1」ということになり。その年次は、長久手の戦い直後の天正一三年とすることが相応しいと考えられる。

他方、駿河国でも天正一三年八月一四日には、家忠が「駿河府中普請ニしらすか迄こし候」と、駿府城普請のために駿河府中に向かい「しらすか(白須賀)」まで来ていることを記録している。駿府城は、天正一四年九月に落成し、家康は一二月四日に浜松城から本城を移した。この他、『家忠日記』では、天正一三年一月一八日「岡崎普請ニこし候」を皮切りに、翌一四年二月まで連日三河国岡崎城の普請記録があり、四月からは「長沢普請ニ越候への由申来」と、三河国の長沢城普請に家忠が呼ばれていることも確認できる。信濃国下伊那地域を預けられた家康の直臣菅沼定利も、下伊那支配の拠点となる城を、天正一二一三年に知久平に築き、同一四年終わりから翌一五年初めにかけて、知久平城から飯田城に本拠を移すなど、長久手の戦い、上田城攻略をめざした後に、領国内の城郭整備を進めている。このように、天正一三年から一四年にかけては、家康の五カ国領内所々において、城普請がかなりの勢いで進められていたと考えられるのである。

しかし、甲府城の築城は進展しなかった。それはなぜか。第一の問題は、城郭の縄張範囲に所在した一蓮寺や長延寺、住吉神社や湯田村の人びとの移転先であった。その交渉が難行したことは、先に触れた

一蓮寺から平塩寺に送ったという書状の文言に表われている。さらに第二に、同年八月から、平岩親吉や鳥居元忠、そして甲斐の侍衆は、真田氏の動きに対し上田城攻めに向わねばならなかったことである。⁸³翌年には、戦功をあげ家康に証人を差し出した武川衆に、天正一四年正月付で家康の感状が発給されている。⁸⁴こうした状況下では、甲府城の普請は進みようがなかったと推測される。ようやく天正一四年八月には、国内の寺社に家康直判の禁制が出されるが、ここで一蓮寺・長延寺らへの対応も求められ、替地の検討が進められたと考えられる。結局、その替地の見通しがたち、替地先が確定されたのは天正一七年一〇月検地後であったということであろう。この移転に際しては、城普請と同時期に、公役が動員されていたことは、先述した一蓮寺の記録からうかがえる。⁸⁵

一条小山は、甲府城が築かれる前は、「愛宕山ヨリ続タル岡巒」と言われていたように、愛宕山から南西に伸びた岩盤を同じくする丘であった。一条小山自体が赤甲石から成っており、その石を切り出して、城郭の石垣が構築されたといわれている。さらに、富士川を挟む愛宕山麓には、築城以前に山八幡宮が所在したという。『甲斐国志』神社部第一では、山八幡宮は「文禄中、浅野氏当城ヲ築カル、時、社地悉石山ナル故、今ノ地に遷シ、巖石ヲ切取テ本城ノ壘トセラル、因テ石取場ト呼ヘリ」と記されている。⁸⁶一条小山の石と山八幡宮の石が切り出され、本格的な甲府城の石垣普請が行われたと考えられる。そして、城郭の整備とともに、最終的には古府の城下町を甲府城廻りに移し、外郭内の城下町が形成されてゆくのである。

おわりに

以上、本稿では、武田氏滅亡後、家康による領国支配の拠点となる新城、甲府城の築城が計画された時期と経緯、建設が進まないまま関東移封を迎えることになった事情を考察してきた。

結論としては、(1) 家康の入国から天正一二年家康の尾張出陣以前に、一条小山への城普請の沙汰がなされていたとみられること、(2) 長久手の戦い後、天正一三年一月に地形と石垣普請を開始する命令が出されたこと、(3) それにもかかわらず、真田氏攻略の先陣や、一条小山とその周囲に所在した一蓮寺・長延寺・住吉明神等や湯田の集落の移転に手間取ったこと、(4) その替え地が確定されるのは、天正一七年伊奈熊蔵の検地後、一月に行われた打渡状の発給まで下ること、(5) その後、天正一八年には小田原攻めと家康の関東移封により、替え地への移転も行われないうまま、城普請は頓挫したものと考えられること、(6) これを動かしたのは、豊臣系大名として入封した加藤光泰であり、そして本格的な普請を開始したのが、浅野長政・幸長父子であること、以上である。そして、最終的には、古府の城下町も甲府城の外郭内に配置する形で整備され、甲府城と城下町の町割りが行われたと考える。

今後は、甲府城の内郭の諸門、外郭二五の見付の普請過程など、城内と惣構えの全体を視野に入れ、城下町甲府の整備が完成するまでの経緯を丁寧に検討してゆく必要がある。今後の課題としたい。

- 注
- 1 徳川家康の行動履歴については、本多隆成『定本 家康』吉川弘文館・二〇一〇年、藤井穰治『徳川家康』吉川弘文館・二〇二〇年などの先行研究もあるが、基本的に『大日本史料』に拠って記述した。
- 2 徳川善宣『新修 徳川家康文書の研究』吉川弘文館、一九八三年、八七～八八頁。
- 3 土屋操『年代基準 甲斐国史解』一九〇七年、徴古堂書店、一〇六頁。
- 4 土屋操『甲斐史』一九一五年刊行、一九七五年再刊行、名著出版。
- 5 平山優「甲府城の史的位位置—甲斐国織豊期研究序説—」山梨考古博物館山梨原埋蔵文化財センター 研究紀要 九号、一九九三年。
- 6 「甲斐国志 卷之九 村里部第七 山梨郡中郡筋」(『甲斐国志』卷五、国立公文書館所蔵、請求番号一七三—〇一〇三)。以下『甲斐国志』は、大日本地誌大系『甲斐国志』(雄山閣昭和四七年刊行)の底本とされたこの「浅草文庫」蔵書印のある請求番号一七三—〇一〇三(全七一巻本)を使用した。引用に当り割注はポイントを下げ一行に表記した。
- 7 「甲斐国志 卷之百 人物部第九 天正壬午以後国守令官吏」『甲斐国志』五十五。平山氏の論考で引用している部分を、『甲斐国志』原典にもどり、出典箇所を特定して、引用史料の表記も、原典に即して反映し直した。
- 8 前掲平山論文、一九頁。
- 9 北垣聡一郎「中世石積み技能者『穴太』の本貫地と、近世の『穴太』」(『武田氏研究』第六三号、二〇二二年三月)一一～一二頁。
- 10 『御年譜微考』六(『大日本史料』第一編三、九三頁)。
- 11 『寛政重修諸家譜』卷第一千七百七十六。
- 12 『寛政重修諸家譜』卷第九百四十七、六百七十。なお、「兩奉行」という役職は、「甲斐国志 卷之百 人物部第九 天正壬午以後国守令吏」(『甲斐国志』五十五)に拠る。
- 13 『大日本史料』第一編三、四三九～四四一頁。
- 14 『大日本史料』第一編三に所収されているだけでも、閏正月一日付一五通、三月二八日付六通、『甲斐国志』土庶部にも三月二八日付六通が確認できる。
- 15 『大日本史料』第一編四、二四～五一頁。
- 16 『大日本史料』第一編四、五二～五四頁。
- 17 「武徳編年集成」二十六。(国立公文書館所蔵、請求番号特〇四四—〇〇〇二)。
- 18 「甲斐国志 卷之百 人物部第九 天正壬午以後国守令吏」(『甲斐国志』五十五)。
- 19 『大日本史料』第一編四、四九八～四九九頁。
- 20 「増補 続史料大成 家忠日記」臨川書店、一六七頁。
- 21 「武徳編年集成」二十六
- 22 「仮御殿ノ跡」(『甲斐国志 卷之四十五 古蹟部第八 山梨郡北山筋』「甲斐国志」廿四)。
- 23 「信長公記」角川日本古典文庫、一九九三年第八版、三八九頁。
- 24 「信長公記」四〇〇頁。
- 25 「火葬場岩窪村(中略)〇河尻塚同所」(『甲斐国志 卷四十五 古蹟部第八』「甲斐国志」廿四)。
- 26 「屋形跡古府中村」(『甲斐国志 卷四十五 古蹟部第八 山梨郡北山筋』)。「ただし、「仮御殿ノ跡」(同書)では、「廿四日古府一条ノ館へ

- 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27
- 入ラセラレ、又尊躰寺ニ御遷リ、八月十日新府ニ 御陣ヲ移サレ」とあるが、「屋形跡」の記述にある「此ノ館」を、『甲陽軍艦』で勝頼が新府を落ち延びて古府で立ち寄ったとする「一条屋敷」であると解釈したために起きた誤謬と考えられる。「屋形跡」の記述にある「此ノ館」とは、躑躅ヶ崎館を意味している。
- 中川亨編『甲斐国史案』一八九三年、六五頁。
- 28 『甲斐国志』卷之百 人物部第九 天正壬午以後国守令吏(『甲斐国志』五十五)。
- 29 「甲府尊躰寺由緒書」(甲州文庫、山梨県立博物館所蔵)。本史料は、甲府市教育委員会鷹野義朗氏・山梨県文化振興・文化財課野代恵子氏の御教示による。
- 30 『寛政重修諸家譜』卷九百八十一。
- 31 『甲斐国志』卷之九十七 人物部第六 武田将師之部二(『甲斐国志』五十二)。
- 32 『寛政重修諸家譜』卷第百八十五。
- 33 『寛永諸家譜』清和源氏辛七冊之内義光流之内甲州支流、『寛政重修諸家譜』卷百八十五。
- 34 『大日本史料』第十一編之十三、三五五頁、『新編甲州古文書』第三六八号。
- 35 「甲斐国志 人物部付録第十」(『甲斐国志』五十七)。
- 36 「坂田家系」(『甲州文庫史料』第二卷、「四、甲府町年寄諸記録」第四号、以下本史料集所収史料の出典は、坂田家に関してはこの「四、甲府年寄り諸記録」の所収号数を示す)。安永八年一月(『由緒書』)『甲州文庫史料』三号。
- 37 『新編甲州古文書』三六八号では、「郷宿役共二」と翻刻している。
- 38 『新編甲州古文書』第二卷、一一三二号。
- 39 『新編甲州古文書』第二卷、一一〇四号。
- 40 『甲斐国志』卷五十八 神社部第四 八代郡大石和筋(『甲斐国志』三十一)。
- 41 『日本歴史地名大系』(平凡社)「石和八幡神社」では、同年(天正一七年・筆写注)と推定される四月二五日の徳川家奉行連署証文(社記)によれば」として、当該文書に言及しているが、年次推定の根拠が明らかではない。
- 42 『新編甲州古文書』第一卷、二六二号。永祿四年閏三月付で、古府中の八幡神社に二日二夜の勤番を命じる武田晴信禁制(『新編 甲州古文書』二二九号)では、「小石和の禰宜」は二五番に編成されているものの、大石和の石和神社の禰宜は編成されていない。家康もこれを踏襲したとすると、古府中の八幡神社の勤番制にも組み込まれない独立した位置を占める石和八幡神社への社人衆へは、「御やとい」の形をとったと考えられる。
- 43 「八幡宮」(『甲斐国志』卷五十五 神社部第一 山梨郡府内)『甲斐国志』三十)。
- 44 本多隆成『定本 徳川家康』吉川弘文館、二〇一〇年、一三四頁。
- 45 『新編甲州古文書』第一卷、二五四号。
- 46 『甲斐国志』卷之七十三 仏寺部第一(『甲斐国志』三十七)。
- 47 「史料6」の最後に、「全文附録二出」と二行割で注記されているが、『甲斐国志』の「仏寺附録」や最後の「附録部第一―第五」にも、この書状は掲載されていない。「甲斐国志 目録」の「巻数目録」の末尾

- には、「但シ、凡ソ本書ニ略シテ附録ニ出スト記ストコロノ古文古器ノル類ヒ、此書ヲ校スルニ至リテ省クモノアリ、此ハ、是レ或ハ詳ナラス、或ハサマデ本書ニ拘ハラザルモノ、総シテ雞肋ノ類ヒハ、今皆此ニ載セズ、因テ姑ク辞ヲナスコト然リ」(『甲斐国志 首卷』(『甲斐国志』首卷)と、最終的な判断で掲載されなかったものと推定される。
- 48 「甲斐国志 卷之九十五 人物部第四 武田親族之部」(『甲斐国志』五十一)。
- 49 「古府中絵図」(慶応四年戊辰四月廿三日於甲府山之手在陣手写 松代飯島与作源勝休、山梨県立博物館所蔵)
- 50 『新編甲州古文書』第一卷、二〇六号。
- 51 『新編甲州古文書』第一卷、二〇一号。
- 52 前掲本多隆成著『定本 徳川家康』一三二頁。
- 53 『新編甲州古文書』第一卷、二〇七号。
- 54 『寛政重修諸家譜』卷百八十五(櫻井)、『同』卷三百九十四(小田切)。
- 55 『寛政重修諸家譜』卷千三百十八(大野)、『同』卷二百七十九(平岡)、『同』卷二百二十(岩波)。秋山甚右衛門汝舟については、和泉清司編著『江戸幕府代官頭文書集成』(文献出版、一九九九年)による。
- 56 『甲斐叢記』。
- 57 「甲陽日記」(高白齋記)『山梨県史』資料編6、二〇〇一年所収。
- 58 「稲久山一蓮寺」(『甲斐国志 卷七十三 仏寺部第一』)、「屋形跡」(『同 卷四十五 古蹟部第八』)。
- 59 「甲斐国志 卷之七十三 仏寺部第一」(『甲斐国志』三十七)。
- 60 『新編甲州古文書』第一卷、一五号。なお、この文書の原本は、引用した『甲斐国志 仏寺部第一』では、「此手簡市河ノ宝聚院ニ蔵ム」と注記されているが、これは市川大門に所在する金剛山宝寿院である。
- 61 「甲斐国志 卷之五十 古蹟部第十三 八代郡西郡筋」(『甲斐国志』二十六)。
- 62 「甲斐国志 卷之五十 古蹟部第十三 八代郡西郡筋」。金剛山宝寿院に伝存する「平塩寺過去帳」にも「常行三昧堂上番大過去帳」に「七覚山明德丸・同寺亀王丸」と確認される(『山梨県史』資料編6 中世3七)。
- 63 「甲斐国志 卷之百一 人物部付録第十」(『甲斐国志』五十六)。
- 64 『寛政重修諸家譜』卷千百七十六。
- 65 『新編甲州古文書』第一卷、二〇号。
- 66 『新編甲州古文書』第一卷、二二号。
- 67 家康の判物では、(天正一八年)六月七日付「本多忠勝・平岩親吉・鳥居元忠に与えたる直書」(『新修 徳川家康文書の研究』一三三頁、(同年)六月二五日付「本多忠勝等五名に与へたる直書」『新訂 徳川家康文書の研究 上巻』七七〜七七九頁、秀吉の判物では、(天正一八年)五月二二日付「豊臣秀吉より本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉に与へたる直書」(同年)五月二三日「豊臣秀吉より平岩親吉に与へたる感状」(以上二点『新修 徳川家康文書の研究』一二四〜一二五頁、五月二三日付感状は、山本博文他編『豊臣秀吉の文書』柏書房・八二頁)。その他、相模国三増郷に出した本多忠勝・平岩親吉・戸田三郎右衛門・鳥居彦右衛門連署の「禁制」が「相州文書」として写されている(『相州文書 愛甲郡』国立公文書館所蔵)。これらの内、五月二三日付豊臣秀吉の直書は原本と見られ、「平岩七助とのへ」と宛所を確認できるが、他は写である。

- 68 現在確認できるものでは、(天正一八年)八月四日「平岩親吉に与へたる直書」『新修 徳川家康文書の研究』一二七頁が初見となっている。
- 69 『寛政重修諸家譜』巻五百六十。
- 70 『寛永諸家系図伝 平氏 支流 鳥居』。この逸話は、『寛政重修諸家譜』巻五百六十にも同趣旨で記載されている。
- 71 『新訂 徳川家康文書の研究 上巻』七七七頁。『新修 徳川家康文書の研究』一二三頁。
- 72 『当代記』巻一『史籍雜纂 当代記 駿府記』続群書類従完成会、一四頁。
- 73 北垣聡一郎氏のご教示による。
- 74 『裡見寒話』五冊・追加(国立公文書館所蔵)。ここでは、内務省地理局旧蔵本を使用した。題簽は『裡見寒話』とあるが、扉を開くと「裏見寒話 序」として始まる。
- 75 『蠹余一得 四集』一(国立公文書館所蔵)。
- 76 『裡見寒話 壺』。
- 77 『裡見寒話 壺』。
- 78 『甲斐国志 卷之一 提要』(『甲斐国志』一)。
- 79 『増補 続史料大成 家忠日記』二二二頁。
- 80 『増補 続史料大成 家忠日記』二〇八〜二三六頁。
- 81 『増補 続史料大成 家忠日記』二四二頁。
- 82 拙稿「菅沼定利の飯田進出」「知久平城から飯田城へ」『飯田・上飯田の歴史 上』飯田市歴史研究所、二〇二二年、九八〜九九頁。
- 83 天正一三年八月一日付で中尾郷の軍役衆と郷人足が書き上げられ侍衆の軍役動員がなされていることが確認できる(『大日本史料』一一編 一八、二頁)。
- 84 『大日本史料』一一編一九、一〜一三頁。
- 85 弘化二年写「甲府城下絵図」(山梨県立博物館所蔵)には、甲府城の外郭南、代官町と佐渡町の南の光沢寺町に、一蓮寺・光沢寺(長延寺)・住吉神社や湯田という地名を確認することができる。
- 86 『甲斐国志 卷五十五 神社部第一』(『甲斐国志』三十)。
- 87 『甲斐国志 卷之一 提要』(『甲斐国志』一)。
- 88 『追記』 本稿脱稿後に、中村博司「豊臣秀吉の小田原攻めと「穴太」(『城郭史研究』四〇号、二〇二二年)が出されたが、参照することはできなかつた。